

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	4
◇ 告 示	
○ 指定管理者の指定【子ども家庭局子ども家庭部総務企画課】	5
○ 徴収事務の委託【教育委員会中央図書館庶務課】	8
○ 出納員の事務の委任【会計室】	9
◇ 訓 令	
○ 北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【総務局人事部人事課】	10
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	11
◇ 交 通 局	
○ 北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	12
◇ 病 院 局	
○ 北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程【病院局総務課】	13

◇ 教育委員会

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 1 4
- 指定管理者の指定【教育委員会中央図書館庶務課】 1 5

本号で公布された条例等のあらまし

- ◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
孫の看護を行う場合及び子又は孫が在籍する幼稚園、保育所、小学校等の行事へ参加する場合に、特別休暇を与えることができるようにしました。
この規則は、平成31年1月1日から施行することにしました。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第70号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和38年北九州市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3の9の項中「9 子の看護」を「9 子等の看護又は行事への参加」に、「休暇年度」を「子の場合にあつては休暇年度」に改め、「日数」の次に「、孫の場合にあつては休暇年度に3日を超えない範囲内において必要と認められる日数」を、「含む」の次に「。以下この号において同じ」を、「職員」の次に「又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫（子の子をいう。以下この号において同じ。）を有する職員」を、「、その子」の次に「若しくはその孫（以下この号において「その子等」という。）」を加え、「その子の世話」を「その子等の世話」に改め、「いう。）」の次に「又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学校等が実施する行事への参加」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前において、改正前の別表第3の9の項に掲げる理由により取得された特別休暇は、改正後の別表第3の9の項に掲げる理由（当該取得の理由が子に係る場合に限る。）により取得された特別休暇とみなす。

北九州市告示第511号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第8条の規定により、北九州市立こどもの館等の指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月27日

北九州市長 北橋健治

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定した者		指定する期間
	名称	住所	
北九州市立子どもの館	NPO法人子ども未来ネットワーク北九州	小倉南区北方二丁目15番21号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立子育てふれあい交流プラザ			
北九州市立母子・父子福祉センター	一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会	戸畑区汐井町1番6号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立風師児童館	社会福祉法人北九州市福祉事業団	八幡東区中央二丁目1番1号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立大里児童館			
北九州市立大里西児童館			
北九州市立大里東児童館			
北九州市立到津児童館			
北九州市立三郎丸児童館			
北九州市立下富野児童館			
北九州市立新政町児童館			
北九州市立中島児童館			
北九州市立長浜児童館			
北九州市立南小倉児童館			
北九州市立貴船児童館			

北九州市立山田児童館
北九州市立北方児童館
北九州市立葛原児童館
北九州市立菅生児童館
北九州市立徳力児童館
北九州市立徳力南児童館
北九州市立蜷田児童館
北九州市立南曾根児童館
北九州市立横代児童館
北九州市立若園児童館
北九州市立高須児童館
北九州市立高塔児童館
北九州市立深町児童館
北九州市立藤ノ木児童館
北九州市立枝光児童館
北九州市立山王児童館
北九州市立槻田児童館
北九州市立西本町児童館
北九州市立浅川児童館
北九州市立穴生児童館
北九州市立永犬丸児童館
北九州市立折尾児童館

北九州市立香月児童館			
北九州市立楠橋児童館			
北九州市立黒崎児童館			
北九州市立小嶺児童館			
北九州市立中原児童館			
北九州市立西戸畑児童館			
北九州市立牧山児童館			
北九州市立夜宮児童館			
北九州市立第1緑地保育センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	八幡東区中央二丁目1番1号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立第2緑地保育センター			
北九州市立藍島保育所	一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会	戸畑区汐井町1番6号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

北九州市告示第512号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年12月27日

北九州市長 北橋健治

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立 八幡図書館	株式会社図書館 流通センター北 九州営業所	北九州市小倉北 区堺町一丁目3 番15号	平成30年12月22 日から平成31年3月 31日まで

北九州市告示第 5 1 3 号

次の表の第 1 欄に掲げる日から、同表の第 2 欄に掲げる職にある出納員が欠けたので、北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定により、当該出納員が欠けた期間、同表の第 3 欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第 4 欄に掲げる事務を委任させた。

平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

平成 3 0 年 1 2 月 1 6 日	広報室広報課長	広報室広報課企 画係長	会計管理者の命を受けてつかさどる広報課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務
----------------------------	---------	----------------	--

北九州市訓令第8号

庁中一般

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市職員出勤簿処理規程（昭和38年北九州市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号ケ中「子の看護」を「子等の看護又は行事への参加」に改め、同号ケ（ア）中「子 看」を「子 支」に改め、同号ケ（イ）a中「子看前」を「子支前」に改め、同号ケ（イ）b中「子看後」を「子支後」に改め、同号ケ（ウ）中「子看時」を「子支時」に改める。

付 則

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第7号

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月27日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

北九州市上下水道局職員就業規則（昭和39年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3の9の項中「9 子の看護」を「9 子等の看護又は行事への参加」に、「休暇年度」を「子の場合にあつては休暇年度」に改め、「日数」の次に「、孫の場合にあつては休暇年度に3日を超えない範囲内において必要と認められる日数」を、「含む」の次に「。以下この号において同じ」を、「職員」の次に「又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫（子の子をいう。以下この号において同じ。）を有する職員」を、「、その子」の次に「若しくはその孫（以下この号において「その子等」という。）」を加え、「その子の世話」を「その子等の世話」に改め、「いう。）」の次に「又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学校等が実施する行事への参加」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前において、改正前の別表第3の9の項に掲げる理由により取得された特別休暇は、改正後の別表第3の9の項に掲げる理由（当該取得の理由が子に係る場合に限る。）により取得された特別休暇とみなす。

北九州市交通局管理規程第6号

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月27日

北九州市交通局長 吉田茂人

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程

北九州市交通局就業規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の9の項中「9 子の看護」を「9 子等の看護又は行事への参加」に、「休暇年度」を「子の場合にあつては休暇年度」に改め、「日数」の次に「、孫の場合にあつては休暇年度に3日を超えない範囲内において必要と認められる日数」を、「含む」の次に「。以下この号において同じ」を、「職員」の次に「又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫（子の子をいう。以下この号において同じ。）を有する職員」を、「、その子」の次に「若しくはその孫（以下この号において「その子等」という。）」を加え、「その子の世話」を「その子等の世話」に改め、「いう。）」の次に「又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学校等が実施する行事への参加」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前において、改正前の別表第2の9の項に掲げる理由により取得された特別休暇は、改正後の別表第2の9の項に掲げる理由（当該取得の理由が子に係る場合に限る。）により取得された特別休暇とみなす。

北九州市病院局管理規程第7号

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月27日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員就業規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4の9の項中「9 子の看護」を「9 子等の看護又は行事への参加」に、「休暇年度」を「子の場合にあつては休暇年度」に改め、「日数」の次に「、孫の場合にあつては休暇年度に3日を超えない範囲内において必要と認められる日数」を、「含む」の次に「。以下この号において同じ」を、「職員」の次に「又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫（子の子をいう。以下この号において同じ。）を有する職員」を、「、その子」の次に「若しくはその孫（以下この号において「その子等」という。）」を加え、「その子の世話」を「その子等の世話」に改め、「いう。）」の次に「又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学校等が実施する行事への参加」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前において、改正前の別表第4の9の項に掲げる理由により取得された特別休暇は、改正後の別表第4の9の項に掲げる理由（当該取得の理由が子に係る場合に限る。）により取得された特別休暇とみなす。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第24号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第4の9の項中「9 子の看護」を「9 子等の看護又は行事への参加」に、「休暇年度」を「子の場合にあつては休暇年度」に改め、「日数」の次に「、孫の場合にあつては休暇年度に3日を超えない範囲内において必要と認められる日数」を、「含む」の次に「。以下この号において同じ」を、「教職員」の次に「又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫（子の子をいう。以下この号において同じ。）を有する教職員」を、「、その子」の次に「若しくはその孫（以下この号において「その子等」という。）」を加え、「その子の世話」を「その子等の世話」に改め、「いう。）」の次に「又はその子等が在籍する幼稚園、保育所、小学校等が実施する行事への参加」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前において、改正前の別表第4の9の項に掲げる理由により取得された特別休暇は、改正後の別表第4の9の項に掲げる理由（当該取得の理由が子に係る場合に限る。）により取得された特別休暇とみなす。

北九州市教育委員会教育長告示第1号

北九州市立図書館規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第9号）第20条の規定により、北九州市立若松図書館等の指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月27日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

指定管理者 に管理を行 わせる施設	指定管理者に指定した者		指定する期間
	名 称	住 所	
北九州市立 若松図書館	株式会社日本施 設協会	北九州市戸畑区 汐井町1番6号	平成31年4月1日か ら平成36年3月31 日まで
北九州市立 八幡図書館	株式会社図書館 流通センター	東京都文京区大 塚三丁目1番1 号	平成31年4月1日か ら平成36年3月31 日まで